

# 「利用者支援事業」について

## 事業の目的

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援。

## 主な事業内容

### ○総合的な利用者支援

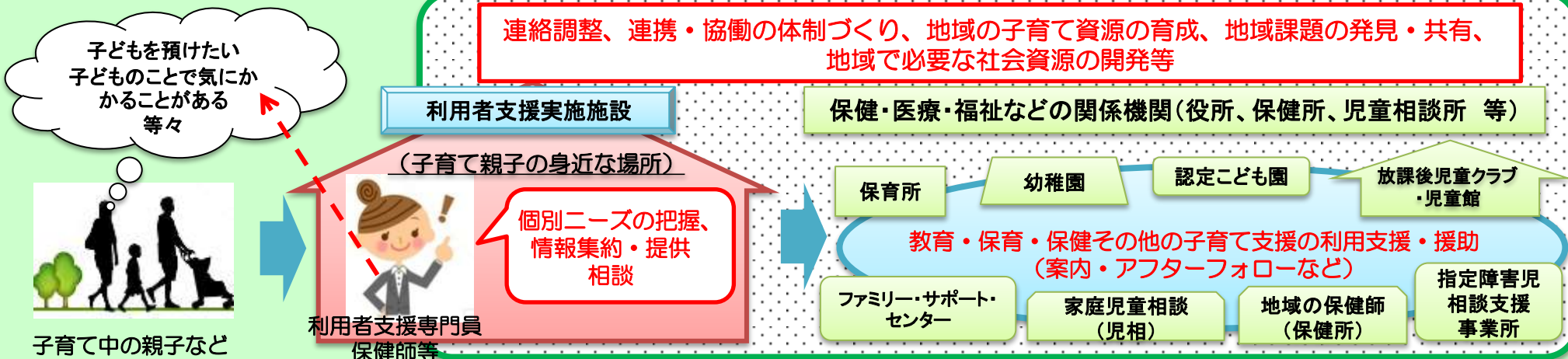
子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域の子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」

### ○地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

いずれかの類型を選択して実施。

- ① 「基本型」：「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態  
(主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用。)
- ② 「特定型」：主に「利用者支援」を実施する形態 ※地域連携については、行政がその機能を果たす。  
(主として、行政機関の窓口等を活用。)  
(例；横浜市「保育コンシェルジュ事業」)
- ③ 「母子保健型」：保健師等の専門職が全ての妊産婦等を対象に「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態  
※継続的な把握、支援プランの策定を実施  
(主として、保健所・保健センター等を活用。)



# 利用者支援事業の役割について

子育て中の親子（妊婦含む）など

子ども・子育て支援にかかる施設・事業

声①  
「もう夜中だけど、親を病院に連れて行くので、子どもをあずかってほしい…」

声②  
「うちの子、よその家庭の子より落ち着きが無い気がする…」

声③  
「最近、子育てがしんどいです…」

**利用者支援事業**

子育て短期支援事業

一時預かり

など

指定障害児相談支援事業所

など

子育てサークル

保健センター（保健師）

など

**相談対応**（来所受付・アウトリーチ）

**助言・利用支援**

**ネットワークの構築**

**個別ニーズの把握**

**社会資源の開発**

日常的に対応

日常的に連携

連携

連携

本事業が行われる施設等の職員

利用者支援専門員

本事業が行われる施設等の職員

子育て中の親子の身近な場所（地域子育て支援拠点など）で実施！